

第2回権利擁護部会

日時	平成22年7月27日(火) 15:00~17:00
場所	障害者支援センター松が丘園
出欠	出席 11名・欠席 0名
議事	<p>1 事例報告(成年後見制度利用支援事業の活用について)</p> <p>神奈川県社会福祉士会・ばあとなあ神奈川 須田幸隆氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度開始の翌年に、成年後見制度利用支援事業ができた。横浜市は平成14年に導入したが対象は区長申立てのみ。一昨年の4月に、区長申立て以外にも対象が拡大した。 ・利用支援事業は任意事業で、全国でも実施は6割ほど。ほとんどが対象を市長村長申立てに限っている。対象を拡大した相模原市は、現在先頭を走っているといえるが、どのくらい利用されているかが問題。 <p>(利用支援事業の重要性について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年の開始時、成年後見制度は財産管理の制度だといわれた。身上監護は幻想だとも言われている。法学者の世界ではこれが通説。しかし我々社会福祉士は、身上監護に重きを置く。 ・財産のない人も後見制度が使えるように体制が整備されていくべきだが、現時点では助成制度である利用支援事業をしっかりと使わなければいけないと思って活動している。利用支援事業は必須化すべきと考える。本来は、生活保護や介護保険で、後見報酬が給付されないといけない。 <p>(なぜこの制度が使われないのか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1つには、建前の社会と本音の社会の違いがある。建前の社会では、契約能力が不十分なら契約を支援する仕組みが必要となって成年後見制度を作った。でも実際の社会では、契約能力のない人の契約が黙認されている。厚労省もそれでいいと通知を出した。 ・2つ目は民法の制度だから使いにくい。敷居が高く、申立て手続きも煩雑。 ・3つ目は、親が必要性感じていない。逆に言うと、必要性がある時には利用する。銀行の手続き、保険金の受領、相続、悪徳商法への対抗、親なき後など。 ・4つ目が、費用の問題である。 <p>(これまでの部会での議論に対する意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度を知らない。これは広報の問題。行政が努力する部分。 ・利用した方がいいのか分からない。相談機関の整備、相談員の育成が必要。 ・利用する気はあるが、利用できない、使いにくい。使い方がわからないのか、費用が高いのか、さらに分析が必要。 ・利用するつもりはない。それで済んでしまっている社会ということか。 ・、については、後見人の報酬が高いことも理由の一つというが、受任する側からはいかんともしがたい。後見報酬の仕組みは、本人の財産の範囲内で家裁が決めることだから、仕組みを理解してもらえない。 ・身上監護に期待ができない。ここが一番問題だと思う。社会福祉士の分野

だと思う。本人の生活をよくするために、後見人として考える。

- ・個人の後見人を信頼できない。最後は後見人が全財産を持って行くという誤解もある。法人後見を進める必要があるというのは同感である。

(質疑応答)

- ・利用促進のために何を準備すべきか。後見人の人材に不安があるし、報酬が高い。仕事に見合った金額であるのは理解するが、障害者本人のわずかな収入の中から後見費用を捻出する大変さもある。そうすると、親が後見人になってしまう。親が後見人をやることについてどう考えるか。最初から第三者に依頼した方がいいのか。
- ・利用促進の視点でいうと、資力のない人についての問題は2番目に位置する。まず成年後見制度そのものの啓発をやっていかなければいけない。その次に助成の問題がある。
- ・人材と報酬額の問題だが、親が後見人を担うのは報酬の問題だけか。緑区育成会では「親が受任したらいかがですか」と言っている。親が後見人になっていれば、親が亡くなった場合、家裁は空白期間を作らないために、次の後見人を選ぶ。誰もいない場合は、困ってしまう。然るべき時期に、まずは親が後見人になってはどうか、と話している。
- ・親が後見人になることがふさわしいか否かは、また別の議論だと思う。

2 成年後見制度利用意識調査について

- ・日 程...8/月上旬配布、8/31〆切、9/7 中間集計報告、
 - ・調査方法...施設、団体を経由して成年後見制度利用意識調査について配布いただき、施設で回収。一部郵送回収。
 - ・調査内容(案)...別紙参照
 - ・配布先(案)...別紙参照
 - ・調査数...市内障害福祉事業所
-
- ・「第三者後見」などの言葉の説明が必要。わからない言葉が出てくると回答を途中で止めてしまう可能性がある。
 - ・「身上監護」や「後見人」も、説明が必要だろう。
 - ・調査票の配布方法は、施設経由で渡した方が回答率が高いと思う。
 - ・調査先は、事業種別で満遍なく配布してはどうか。施設で回収して事務局に送ることも出来る。
 - ・関心を持ってもらうためには、回収率が低くても多く配布する意味はあるので、施設の利用者全員に配布してはどうか。
 - ・個人情報が見られたくない人は、封筒を入れて、封をして施設が回収して頂ければ、回答してくれるのではないかと。
 - ・用語の説明も書き入れて、この内容で実施する。